

県議会とは

山形県を、豊かで、幸せと生きがいを感じる、明るい郷土にするためには、県民がみんなで県政の方針などについて話し合い、実行していかなければなりません。

しかし、すべての県民が集まって話し合うことはできませんので、選挙によって選ばれた代表者が、県民に代わって話し合いをすることになっています。この代表者を県議会議員といい、この議員の集まりを県議会といいます。

県議会は、県政の方針や予算などを決定する機関であり、これを県の「意思決定機関」又は「議決機関」といいます。

山形県議会は、明治12年(1879年)2月27日に山形県会として初めて開催されてから、平成31年2月で140周年を迎えました。

現在、地方分権が進展する中で、県議会の役割はますます重要となっています。県議会では、各種委員会において専門的に調査・審査を行うほか、県民の皆様の意見を県政に反映させ、個性豊かで魅力ある地域づくりができるよう、県政課題の解決を図るための政策を提言するとともに、「地域議員協議会」を開催して地域の課題について調査や審議を行うなど、様々な活動を展開しています。



県議会の仕事

県議会には、法律によって大きな権限が与えられており、県政の重要なことを審議・決定する大切な役割を持っています。議会の主な仕事は次のとおりです。

議決

条例を定めたり(制定)、改める・やめる(改廃)ほか、予算を定めたり、決算を認定したり、その他、法律や政令で定められている重要な事柄を決定します。

選挙と同意

議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。また、副知事、教育委員など重要な地位につく人を知事が任命する場合には、議会の同意が必要です。

調査と検査

県の仕事が適正に行われているか、また、議会で決めたとおりに進められているかどうかについて、調査・検査します。

意見書の提出・決議

県民の福祉や利益になることについて、国会や関係行政庁に意見書を提出したり、国政・県政上の課題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行います。

請願の審査

県民の皆様から提出された請願を、いろいろな観点から審査し、県政に反映させるようにします。

請願・陳情

県民の皆様のご要望・意見を県政に反映させる方法として「請願」や「陳情」があります。この「請願」・「陳情」はどなたでも議会に提出することができます。

「請願」は関係委員会で審査し、その内容が県民にとって適当と認められるときは本会議で採択して、執行機関に送付し、県政に反映されるよう求めます。なお、「請願」には県議会議員の紹介が必要となります。

「陳情」は1件ごとの審査は行われませんが、内容の一覧表が議員に配られます。(「陳情」には県議会議員の紹介は必要ありません。)

県議会のしくみ

議長・副議長

議員の中から選挙で選ばれます。議長は会議を運営し、議場の秩序を保持し、対外的に議会を代表します。

副議長は、議長が不在のときなどに、議長の職務を行います。

本会議

全議員から構成される会議で、議会の最終的な意思が決定されます。定例会は年4回(原則として、2月・6月・9月・12月)開かれます。臨時会は必要がある場合に開かれます。

委員会

委員会は、本会議で決めなければならない議案等を、専門的に調査・審査するための機関です。

○ 議会運営委員会

会期、日程その他議会運営に必要な事項について協議・審査を行います。

○ 常任委員会

常時設置されている委員会で、本会議から付託された議案や請願などを調査・審査します。県の仕事を部局ごとに分けて、6つの委員会が置かれています。

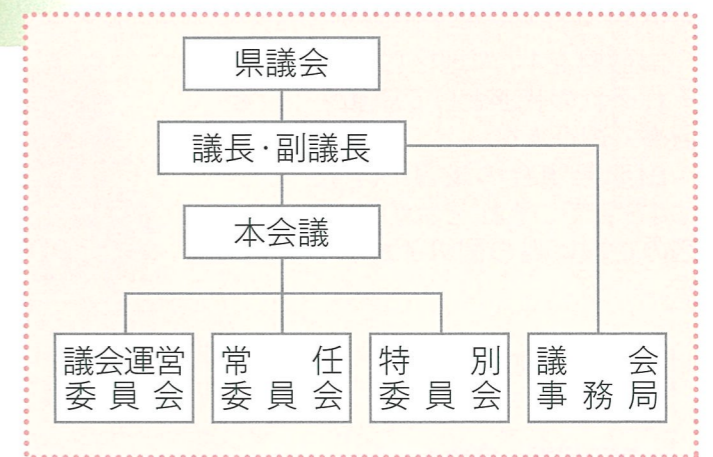
- 総務常任委員会
- 文教公安常任委員会
- 厚生環境常任委員会
- 農林水産常任委員会
- 商工労働観光常任委員会
- 建設常任委員会

○ 特別委員会

特定の議案の審査や事件の調査のために設置される臨時の委員会です。

予算特別委員会のほか、社会情勢の変化に応じ、今後の政策決定に係る重要な事項について調査・審査するための特別委員会が設置されています。

また、決算特別委員会や議員定数について検討を行うための山形県議会定数等検討委員会が設置されることがあります。



本会議場

議会の建物(議事堂)は、昭和50年3月に現在地に建設され、同じ年の9月に旧議事堂から移転し、新しい県庁舎とともに開庁しました。

議場の広さは約450平方メートルです。

議場の中には多くの山形県産品が使われています。机や椅子は天童市で作られたものです。じゅうたんは山辺町で織られたもので、県の花「べにばな」色です。

また、国旗、県旗の後ろの壁にも、一枚一枚に「べにばな」の模様を入れた約200枚の銅板が貼られており、これも山形市で作られたものです。

